

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

|            |   |
|------------|---|
| 論題         | 令和3年度復興庁予算のポイント<br>－ 「第2期復興・創生期間」初年度予算の状況 －   |
| 著者 / 所属    | 泉水 健宏 / 国土交通委員会調査室  |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338   |
| 編集・発行      | 参議院事務局企画調整室   |
| 通号         | 431号  |
| 刊行日        | 2021-2-5  |
| 頁          | 151-160   |
| URL        | <a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html</a> |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## 令和3年度復興庁予算のポイント

### — 「第2期復興・創生期間」初年度予算の状況 —

泉水 健宏

(国土交通委員会調査室)

1. これまでの復興施策と第2期復興・創生期間を含めた財源フレームの見直し
2. 令和3年度復興庁予算の概要
  - (1) 令和3年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方
  - (2) 令和3年度復興庁予算の全体像
  - (3) 被災者支援
  - (4) 住宅再建・まちづくり
  - (5) 産業・生業の再生
  - (6) 原子力災害からの復興・再生
  - (7) 創造的復興
3. 復興に関する最近の課題（結び）

#### 1. これまでの復興施策と第2期復興・創生期間を含めた財源フレームの見直し

東日本大震災（平成23年3月11日発災）では、死者19,729人（震災関連の死者を含む）、行方不明者2,559人、全壊家屋121,996戸等極めて激甚な被害がもたらされた（令和2年3月10日現在）。被害総額はストックの被害推計で約16兆9,000億円に及び、我が国戦後最大規模の自然災害であった。避難者は被災直後の約47万人から約4.2万人（2年12月8日現在）まで減少したものの、今なお多くの人々が不自由な避難生活を余儀なくされている。

東日本大震災からの復旧・復興に向け、平成23年6月に、復興についての基本理念等を定める「東日本大震災復興基本法」が成立し、同年7月には「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定された。24年2月には、東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な執行を図ること等を任務とする復興庁が発足するとともに、24年度から東日本大震災復興特別会計が設けられた。

政府は復興期間を10年間とし、23年度～27年度の前半5年間で「集中復興期間」と位置

付け、二次にわたる見直しにより確定した26.3兆円の財源フレームで復旧・復興事業を推進してきた。次いで復興期間後半5年間（28年度～32年度（令和2年度））については、復興支援が被災地の自立につながるものとし、地方創生のモデルとなることを目指すため、「復興・創生期間」と位置付けられ、この復興・創生期間における復興事業費は6.5兆円程度とされた。これに、集中復興期間における執行済額25.5兆円程度を加えた32兆円程度が、復興期間全体（23年度～32年度（令和2年度））における復興事業費とされ、27年6月、それに対応するための新たな復興財源フレームが閣議決定されている。

「東日本大震災からの復興の基本方針」（前述）については閣議決定による見直しが行われてきた。28年3月には、復興・創生期間において重点的に取り組む事項を明らかにする『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針<sup>1</sup>が、31年3月には復興・創生期間において重点的に取り組む事項とともに復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について<sup>2</sup>が、それぞれ閣議決定された。

なお、原子力災害からの福島の復興及び再生を進めるため、「福島復興再生特別措置法」が成立し（24年3月）、「福島復興再生基本方針」が閣議決定された（24年7月）。29年5月には、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、それに併せ、「福島復興再生基本方針」の改定が閣議決定されている（29年6月）。

令和元年12月には、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの基本方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。これは、『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（前述）において、復興・創生期間後における復興の基本的方向性が示されたこと等を踏まえ決定されたものである。その内容はこれまでに実施された復興施策の総括を行い、施策の進捗・成果及び今後の課題等を明らかにした上で、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織について定めるものとなっている。

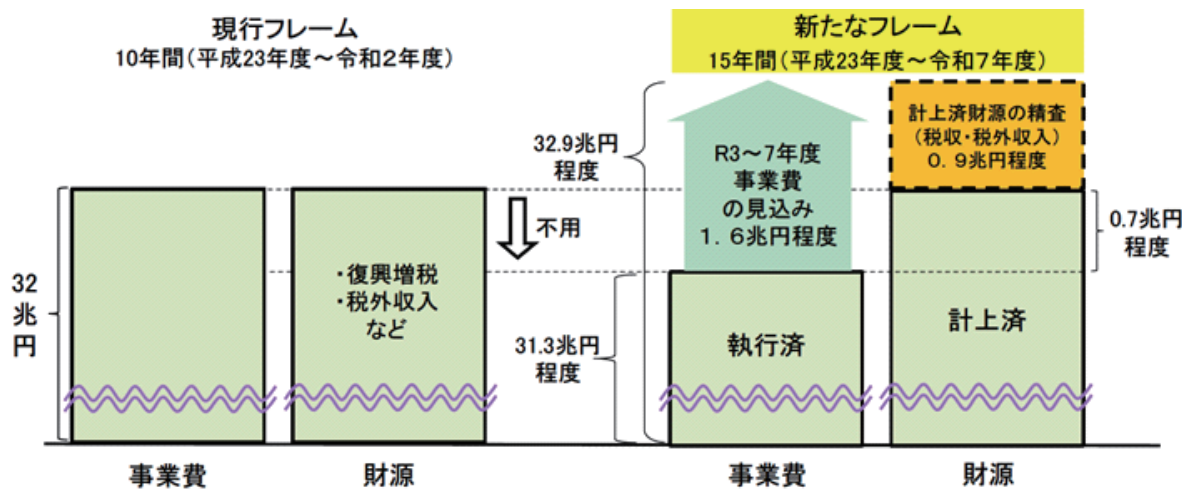
令和2年6月には、基本方針に基づき、復興・創生期間後の復興を支える仕組み・組織・財源について、その整備を図る「復興庁設置法等の一部を改正する法律」が成立した。同法律は、復興・創生期間が終了する令和2年度末に廃止される復興庁について、その設置期間を10年間延長することなどを内容とするものであり、これに伴い東日本大震災復興特別会計も存続することとなった。

令和2年7月には、復興推進会議において、基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた検討課題、事業規模と財源を定める「令和3年度以降の復興の取組について」が決定された。このうち、復興期間に関しては、令和3年度から7年度までの新たな5年間については、「復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため、「第2期復興・創生期間」と位置付けることとされた<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> なお、従前の復興・創生期間は、「令和3年度以降の復興の取組について」において、「第1期復興・創生期間」と記載されており、本稿も脚注1以降それに倣って記載することとする。

加えて、同決定においては復興財源フレームの見直しが行われた。事業規模については、これまでの10年間（平成23年度～令和2年度）の執行済額を31.3兆円程度<sup>2</sup>、第2期復興・創生期間（令和3年度～7年度）の執行予定額を1.6兆円程度と見込み、これらを合わせた15年間（平成23年度～令和7年度）では、32.9兆円程度と見込まれるとした。一方、財源については、実績を踏まえると32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれている（図表1参照）。これにより新たな増税等を行うことなく必要な財源が確保されるとしている。なお、原子力災害被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズに細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うこととしている。コロナ禍の税収に与える影響なども留意しつつ、真に必要な復興事業の確実な推進や、そのための財源の十分な確保等の観点から、今後とも、事業規模と財源の状況・在り方について、注視していく必要がある。

図表1 復興財源の見直しについて



(出所) 復興庁「令和3年度以降の復興の取組について(概要)」(令和2年7月17日)

## 2. 令和3年度復興庁予算の概要

### (1) 令和3年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方

令和3年度復興庁予算は、復興財源フレームの見直しを踏まえた「第2期復興・創生期間」の初年度の予算となるが、その編成に当たり、令和2年7月、復興庁より「令和3年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）が公表されている。それによれば、「基本方針」、「復興庁設置法等の一部を改正する法律」、「令和3年度以降の復興の取組について」を踏まえ、必要な取組を精力的に進めるため、次の4つの方針に沿って概算要求を行うとしている。その内容は次のとおりである。

<sup>2</sup> 前述の通り、これまでの復興財源フレームでは平成23年度から令和2年度までの事業費を32兆円程度と見込んでおり、見直しの結果、0.7兆円程度の不用額が生じることとなる。

図表2 令和3年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方（抜粋）

1. 地震・津波被災地域においては、第2期復興・創生期間において、心のケア等の被災者支援など残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指し、きめ細かい取組を着実に進めること。
2. 原子力災害被災地域においては、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って、帰還環境の整備、移住・定住の促進、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭をはじめとする本格的な復興・再生に向けた取組を行うこと。
3. 東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承するとともに、新しい東北の創造に向けた取組を含めたこれまで10年間の復興庁の取組を通じて蓄積されたノウハウについて情報を発信し、政府部内を含め被災地内外への普及展開を推進すること。
4. 復興のステージの進展に応じて、既存事業の成果検証や、よりの確な事業進捗の見極めを行い、効率化・重点化に十分努めること。

（出所）復興庁「令和3年度予算概算決定概要」（令和2年12月）

以下、「基本的考え方」を踏まえ編成された予算の概要について見ていくこととする。

## （2）令和3年度復興庁予算の全体像

令和3年度復興庁予算の総額は6,216億円（対前年度当初予算比55.7%減）である。分野ごとの状況は、被災者支援362億円（同25.8%減）、住宅再建・復興まちづくり540億円（同90.1%減）、産業・生業（なりわい）の再生459億円（同2.7%増）、原子力災害からの復興・再生4,673億円（同37.6%減）、創造的復興<sup>3</sup>132億円（同76.0%増）となっている。

予算総額が減少し、中でも住宅再建・復興まちづくりの分野の減少率が著しく大きくなっているが、これは、地震・津波被災地域を中心として、第1期復興・創生期間までにハード面での復旧・復興事業が概成したことによるものである。例えば、復興道路・復興支援道路の全線開通は令和3年に予定されているが、予算措置は令和2年度で完了しており、2年度予算1,662億円が3年度0億円となっている。その一方で、創造的復興の分野については、福島の復興・再生に係る事業の新設などにより、2年度予算から大幅な増額となっている（図表3）。以下、分野ごとに予算の概要を見ていくこととする。

## （3）被災者支援

「基本的考え方」で「地震・津波被災地域においては、第2期復興・創生期間において、

<sup>3</sup> 「創造的復興」は震災直後から課題とされ、「東日本大震災復興構想会議の開催について」（平成23年4月閣議決定）では「東日本大震災からの復興に当たっては、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である」としている。

心のケア等の被災者支援など残された事業に全力を挙げて取り組む」とされるなど、被災者支援は「第2期復興・創生期間」における復興の重要課題の一つとすることができる。

主な事業としては、①復興の進展によって生じる「心のケア」、「コミュニティ形成・再生」、「住宅・生活再建の相談支援」及び「心の復興」等の課題に対する取組を一体的・総合的に支援する「被災者支援総合交付金」（125億円）、②被災した児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配定数措置や、就学等が困難となった児童生徒等に対する学用品費の支給等の支援を実施する「被災した児童生徒等への就学等支援」（34億円）、③応急仮設住宅の供与期間延長に必要な経費等（22億円）、④被災者生活再建支援金支給のため被災者生活再建支援法人に交付する補助金（46億円）、⑤避難指示が解除された区域における医療機関の再生支援を継続するための「地域医療再生基金」（54億円）などが計上されている。

#### （4）住宅再建・まちづくり

前述のとおり、本分野に係る予算は令和2年度から大幅な減額となっているが、その中で、災害公営住宅に関する支援や災害復旧事業等について支援を継続することとしている。

##### ア 家賃低廉化・特別家賃低減事業

災害公営住宅に居住する被災者の居住の安定を図るために実施される特別家賃低減事業、家賃低廉化事業については、復興交付金の基幹事業とされてきたが、復興交付金は令和2年度末に廃止予定とされていたところ、基本方針において、これらの事業は、①別の補助に移行した上で引き続き支援すること、②管理開始時期が異なる被災地方公共団体間の公平性を踏まえながら適切に支援水準の見直しを行うこととされた。

基本方針を踏まえつつ、「復興庁設置法等の一部を改正する法律」の成立により改正された「東日本大震災復興特別区域法」において復興交付金が廃止されたことを受け、令和3年度予算において、個別補助事業として「家賃低廉化・特別家賃低減事業」（224億円）が計上された。なお、家賃低廉化事業の補助率のかさ上げと特別家賃低減事業については、管理開始時期によらず、管理開始後10年間の支援を継続することとし、管理開始時期が異なる被災地方公共団体間の公平性を確保することとしている。

##### イ 災害復旧事業等

原子力災害被災地域の地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画（復興分）に基づく社会資本整備等の総合的・一体的な支援等を実施するための「社会資本整備総合交付金」（77億円）、東日本大震災で被災した海岸堤防、農地・農業用施設、上水道、学校等の復旧を引き続き重点的に推進する「災害復旧事業」（161億円）などが計上されている。

#### （5）産業・生業の再生

被災地の主要産業である水産加工業等へのソフト支援、福島県農林水産業の再生、原子

力災害被災12市町村<sup>4</sup>（以下「被災12市町村」という。）における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施することとしている。

主な事業としては、①被災地の水産加工業の販路回復に必要な個別指導、セミナーの開催、販路回復等に必要な加工機器の整備等を支援する「復興水産加工業等販路回復促進事業」（11億円）、②福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまでの風評の払拭を総合的に支援する「福島県農林水産業再生総合事業」（47億円）、③被災12市町村の被災事業者に対する事業・生業の再建支援や創業等の取組への支援、交流人口拡大に資するコンテンツを開発する事業者への支援等を行う「原子力災害による被災事業者の自立等支援事業」（44億円）、④避難指示解除区域等において工場等の新增設を行う企業を引き続き支援する「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」（215億円）などが計上されている。

## （6）原子力災害からの復興・再生

「基本的な考え方」において、原子力災害被災地域は、第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って、帰還環境の整備、移住・定住の促進、風評の払拭などの取組を行うこととしており、これを踏まえ、復興・再生の加速化に向けた事業を実施することとしている。

主な事業としては、①帰還困難区域の特定復興再生拠点における家屋等の解体・除染を実施するための「特定復興再生拠点整備事業」（637億円）、②地方公共団体等に対して「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」の施策等を一括して支援するとともに、移住・定住等を促進する取組を推進するための「福島再生加速化交付金」（721億円）、③中間貯蔵施設の整備等（1,872億円）、④「風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策」（20億円）（後述）などが計上されている<sup>5</sup>。

### ア 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策

本対策については20億円が計上されており、令和2年度当初予算の5億円から4倍増となっている。この点に関し、平沢復興大臣からは、処理水の対応が決まれば風評被害が生ずることが十分に考えられ、その場合には相当腰を据えた抜本的な対応に取り組む必要があることから、予算の増額を行った旨の発言がなされている<sup>6</sup>。本対策の内訳としては、「国内外において未だに根強く残る風評・不安等の払拭、諸外国・地域における日本産品に対する輸入規制撤廃等に対処するため、効果的な情報発信の強化」（10億円）、「福島県内の地方公共団体が行う風評払拭に向けた取組への支援」（10億円）となっている。前者の事業については、2年度当初予算5億円のところ、予算を倍増して既存事業の充実を図るとしている。一方後者は、新規事業であり、福島再生加速化交付

<sup>4</sup> 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

<sup>5</sup> 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策20億円のうち10億円は福島再生加速化交付金の内数で実施されるので金額に重複がある。

<sup>6</sup> 平沢復興大臣記者会見録（令2.12.21）〈<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20/12/20201222180728.html>〉（令3.1.26最終アクセス）

金に新たな支援メニューを設けて実施するとしている。

図表3 令和3年度復興庁予算概算決定総括表（東日本大震災復興特別会計）<sup>7</sup>

| 区 分                       | (単位:億円)        |                |
|---------------------------|----------------|----------------|
|                           | 令和3年度<br>概算決定額 | 令和2年度<br>当初予算額 |
| <b>復興庁</b>                | <b>6,216</b>   | <b>14,024</b>  |
| <b>1. 被災者支援</b>           | <b>362</b>     | <b>488</b>     |
| ・被災者支援総合交付金               | 125            | 155            |
| ・被災した児童生徒等への就学等支援         | 34             | 52             |
| ・緊急スクールカウンセラー等活用事業        | 17             | 22             |
| ・仮設住宅等                    | 22             | 54             |
| ・被災者生活再建支援金補助金            | 46             | 101            |
| ・地域医療再生基金                 | 54             | -              |
| ・その他                      | 64             | 53             |
| <b>2. 住宅再建・復興まちづくり</b>    | <b>540</b>     | <b>5,472</b>   |
| ・家賃低廉化・特別家賃低減事業           | 224            | -              |
| ・社会資本整備総合交付金              | 77             | 1,198          |
| ・森林整備事業                   | 47             | 66             |
| ・災害復旧事業                   | 161            | 1,555          |
| ・その他 <sup>※1</sup>        | 33             | 2,653          |
| <b>3. 産業・生業(なりわい)の再生</b>  | <b>459</b>     | <b>447</b>     |
| ・災害関連融資                   | 28             | 72             |
| ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業       | 64             | 140            |
| ・復興水産加工業等販路回復促進事業         | 11             | 12             |
| ・福島県農林水産業再生総合事業           | 47             | 47             |
| ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業    | 44             | 16             |
| ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金       | 215            | -              |
| ・独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金   | 10             | 15             |
| ・その他                      | 40             | 145            |
| <b>4. 原子力災害からの復興・再生</b>   | <b>4,673</b>   | <b>7,485</b>   |
| ・特定復興再生拠点整備事業             | 637            | 673            |
| ・福島再生加速化交付金 <sup>※2</sup> | 721            | 791            |
| ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業        | 91             | 94             |
| ・帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等       | 52             | 51             |
| ・中間貯蔵施設の整備等               | 1,872          | 4,025          |
| ・放射性物質汚染廃棄物処理事業           | 768            | 1,059          |
| ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施        | 253            | 566            |
| ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策    | 20             | 5              |
| ・福島医薬品関連産業支援拠点化事業         | 30             | -              |
| ・その他                      | 240            | 222            |
| <b>5. 創造的復興</b>           | <b>132</b>     | <b>75</b>      |
| ・福島イノベーション・コースト構想関連事業     | 75             | 69             |
| ・国際教育研究拠点基本構想策定等事業        | 2              | -              |
| ・移住等の促進                   | -              | -              |
| ・福島県高付加価値産地展開支援事業         | 52             | -              |
| ・「新しい東北」普及展開等推進事業         | 3              | 6              |
| <b>6. 東日本大震災10周年事業</b>    | <b>-</b>       | <b>1</b>       |
| <b>7. 復興庁一般行政経費等</b>      | <b>49</b>      | <b>56</b>      |

(注) 計数整理の結果、異同を生じることがある。  
また、金額は単位未満四捨五入によるため合計が一致しないものがある。

※1 主な内訳は次の通り。(令和2年度当初予算→令和3年度概算決定額)  
 ・復興道路・復興支援道路の整備 1,662億円 → 0億円  
 ・農山漁村整備関連 309億円 → 12億円  
 ・循環型社会形成推進交付金 295億円 → 7億円

※2 他事業との重複あり。

(出所) 復興庁「令和3年度予算概算決定概要」(令和2年12月)

<sup>7</sup> 表中「地域医療再生基金」、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の令和2年度当初予算額が「-」となっているが、継続事業である両事業において、2年度に基金の積増しが行われなかったことによる。



## (7) 創造的復興

第2期復興・創生期間では、福島を始め東北地方について、単に震災前の状態に戻すのではなく、創造的復興を実現するため、福島イノベーション・コースト構想の推進、国際教育研究拠点の構築、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施することとし、創造的復興分野の予算は2年度予算から大幅増額となっている（前述）。創造的復興に掲げる事業については、被災地復興の更なる推進力としての効果が期待されている。

主な事業としては、①福島県浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けて、ロボット分野などについての実用化開発、構想の拠点施設運営、プロジェクト創出、農林水産分野における先端技術の開発等を支援する「福島イノベーション・コースト構想関連事業」（75億円）、②「国際教育研究拠点基本構想策定等事業」（2億円）（後述）、③移住等の促進（福島再生加速化交付金の内数）（後述）、④被災12市町村の営農再開の加速化に向け、高付加価値生産等を展開する産地の創出に必要な施設整備等を支援する「福島県高付加価値産地展開支援事業」（52億円）、⑤「新しい東北」の創造に向けたこれまでの取組を通じて蓄積したノウハウについて被災地内外に普及展開するとともに、企業間のマッチングの場の提供を通じた事業連携や専門家派遣等の支援を実施する『「新しい東北」普及展開等推進事業』（3億円）が計上されている。

### ア 国際教育研究拠点基本構想策定等事業

「国際教育研究拠点の整備について」（令和2年12月復興推進会議決定）において、「創造的復興の中核拠点」として研究開発と人材育成の中核となる「国際教育研究拠点」の新設が決定された。これは、福島浜通り地域等の復興・創生を政府イニシアティブで長期にわたってリードしていくため、国内外の英知を結集して福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を行い、発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、そこから得られる知を基に、日本の産業競争力強化や日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から設置される拠点である。令和3年度予算においては、拠点の構築に向け、基本構想を策定するほか、産官学による連携体制の構築に向けたシンポジウムを実施することとしている。

### イ 移住等の促進

福島再生加速化交付金において、新たな支援メニューとして、被災12市町村への移住・定住促進事業を創設することとしている。これは、「復興庁設置法等の一部を改正する法律」の成立により改正された「福島復興再生特別措置法」において、第2期復興・創生期間における福島の復興・再生を加速させる観点から、従来の帰還促進に加え、移住等の促進を図るため、交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策が追加されたこと等を踏まえた措置といえる。なお、令和3年度の移住・定住促進事業の予算編成段階における見込み額としては、約50億円が積算されている。移住・定住促進事業の事業内容は、地方公共団体の自主性に基づく事業への支援、移住者等に対する個人支援の2つから成る。地方公共団体の自主性に基づく事業への支援とは、福島県及び被災12市町村による創意工夫を活かした移住・定住促進のための情報発信や、魅力ある働く場づくり等の取組を支援するものである。1市町村

当たりの事業費の上限額は4億円、県の上限額は8億円が想定されている。個人支援は、被災12市町村への移住等に関心のある者を直接後押しするため、被災12市町村に移住して就業・起業等する者に対する支援金（移住支援金、起業支援金）を支給するものである。移住支援金は最大200万円、起業支援金は最大400万円が想定されている。ちなみに令和3年度は約300人程度の移住を目標としている。

### 3. 復興に関する最近の課題（結び）

令和3年度復興庁予算の概要は上記のとおりであるが、最後に、本稿では十分には取り上げられなかった最近の課題などを分野ごとに提示して結びとしたい。「被災者支援」に係る課題としては、コロナ禍において被災者支援が制約を受けていることがある。災害公営住宅の入居者のコミュニティ形成は、孤立化や孤独死を起こさないためにも必要であり、被災者支援総合交付金等を活用しつつ、交流イベントの開催等、住民が交流する機会が作られてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大後、多くの交流イベントが中止となるなど入居者同士が顔を合わせる機会が減少し、孤立化、孤独死につながる懸念も生じているとされる。NHKが令和2年7月から9月にかけて行ったアンケート調査によると、岩手・宮城の被災者の約7割において、新型コロナウイルスの影響で交流が減った旨報じられている<sup>8</sup>。感染対策と被災者の孤立防止を両立させていくことが重要であり、オンラインの活用などコロナ禍における新たな交流様式の創出・定着に向けた取組が課題となる。

「住宅再建・まちづくり」に関する課題としては、ハード面での復興が完了したまちの賑わいの創出・確立が挙げられる<sup>9</sup>。高台移転などにより復興がなされたまちの賑わいを確保することは被災地の人口の再度流出を防ぐ観点からも重要であるが、そのためには移転先及び移転元における地域の実情に応じた適切な土地利用が求められる。令和3年度予算では、沿岸被災地の土地活用に関する地域の個別課題にきめ細かく対応するため、土地活用ノウハウの共有等により被災地方公共団体の取組をワンストップで推進する「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」（1億円）が計上されているが、同事業の利用を含め、適切な土地利用によるまちの賑わいの確保は被災地における大きな課題といえる。

「産業・生業の再生」においても、新型コロナウイルスの影響が復興のマイナス要因になるおそれが出ている。経済産業省東北経済産業局が令和2年10月に公表した「東日本大震災グループ補助金交付先アンケート調査」（令和2年6月実施）によれば、「既にマイナスの影響が出ている」もしくは「今後にマイナスの影響が見込まれる」と回答した事業者は全回答者のうちの87.7%であり、業種別に見ると、旅館・ホテル業は97.7%、次いで水産・食品加工業は92.5%と影響が大きくなっている。旅館・ホテル業、水産・食品加工業はそもそも震災からの売上げの回復が遅れている業種であり、新型コロナウイルスの感染拡大が続けば一層深刻な影響が生ずるおそれもある。両業種は地域の主要な産業であり、地域の活性化、人口減少の防止等の観点からも、その再生は重要な課題である。

---

<sup>8</sup> 『NHKニュース』（令2.9.11）

<sup>9</sup> なお、コロナ禍においてはまちの賑わいの創出・確立と感染拡大の防止の両立が求められる。

「福島復興・再生」に関する課題については、本格的な復興・再生に向け、いまだ課題が多岐にわたるため、项目的に列挙することとするが、本稿で既述した課題のほか、廃炉・汚染水対策の在り方、迅速・公平かつ適切な賠償の実施、福島県外での最終処分とそれに向けた除染土壌等の減容・再生利用に関する技術開発、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の早期避難指示解除に向けた取組、平成28年度末で仮設住宅の供与が終了した自主避難者に対する住宅支援の在り方、帰還困難区域を有する市町村からの避難者に対する居住の安定の確保<sup>10</sup>などが挙げられるところである。

(せんずい たけひろ)

---

<sup>10</sup> 福島県では復興公営住宅の整備等に伴い、帰還困難区域を有する市町村からの避難者についても応急仮設住宅の供与を縮小させてきており、令和2年8月に発出された方針では、供与の対象を大熊町及び双葉町からの避難者とするとともに、令和4年3月末まで供与し、同年4月以降の供与は今後判断するとしている。